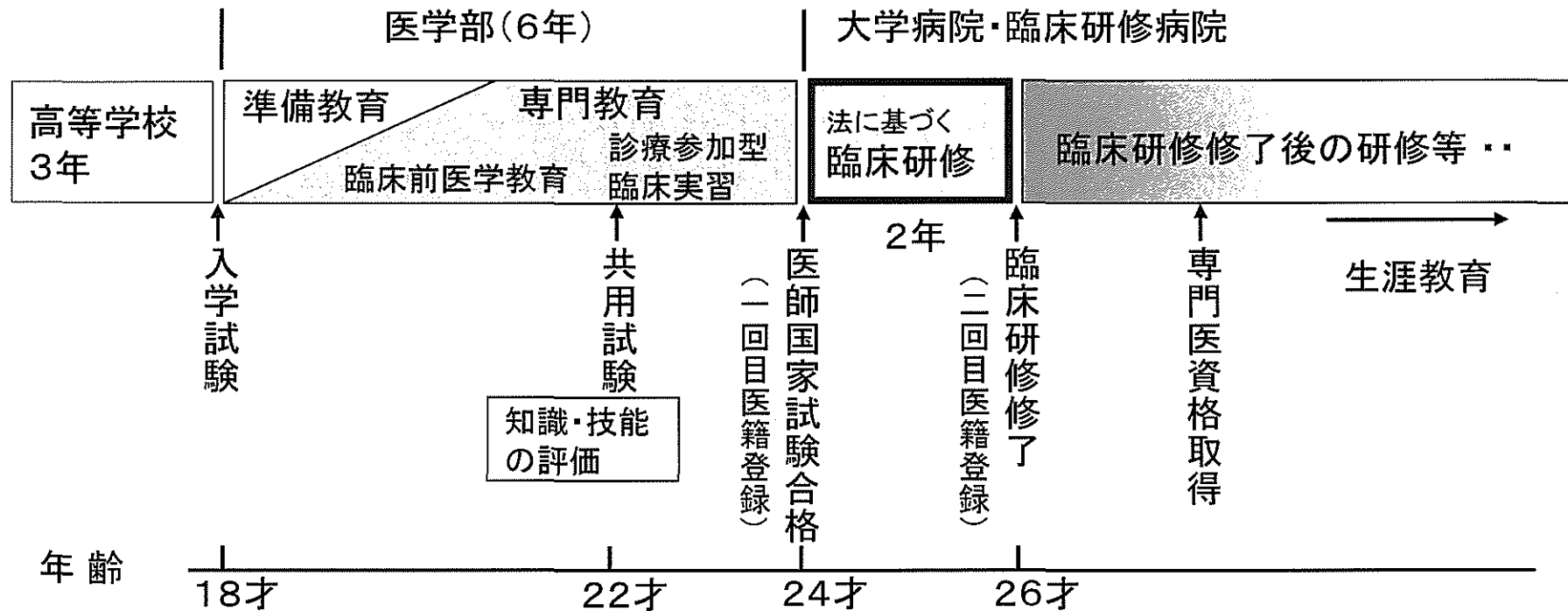


臨床研修制度の概要

1. 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修(医師法第十六条の二)

診療に従事しようとする医師は、二年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 臨床研修の基本理念(医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令)

○臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

臨床研修の到達目標

I 行動目標

医療人として必要な基本姿勢・態度

- (1)患者－医師関係、(2)チーム医療、(3)問題対応能力、(4)安全管理、(5)症例呈示、(6)医療の社会性

II 経験目標

A 経験すべき診察法・検査・手技

- (1)医療面接、(2)基本的な身体診察法、(3)基本的な臨床検査、(4)基本的手技、(5)基本的治療法、(6)医療記録、(7)診療計画

B 経験すべき症状・病態・疾患

- 1. 頻度の高い症状(35項目。うち20項目は必修、レポート提出)
- 2. 緊急を要する症状・病態(17項目。うち11項目は必修)
- 3. 経験が求められる疾患・病態(88項目。うち70%以上の経験が望ましい)
 - (1)A疾患:入院症例レポートが必修: 10項目(脳梗塞、腎不全、認知症等)
 - (2)B疾患:外来、入院での経験が必修: 38項目(骨折、肝炎、小児喘息等)
 - (3)外科症例(手術を含む)1例以上の受け持ち → 症例レポート

C 特定の医療現場の経験

- (1)救急医療、(2)予防医療、(3)地域医療、(4)周産・小児・成育医療、(5)精神保健・医療、(6)緩和ケア、終末期医療、(7)地域保健

医師臨床研修の評価に関するワーキンググループ

【主旨】

次回の制度見直しに向けて、臨床研修の実施状況や地域医療への影響などに関する実態を把握し、論点を整理

【主な検討項目】

①臨床研修制度の運用状況に関する事項

(研修医の基本的診療能力、受入病院の指導・管理体制、研修プログラム等)

②臨床研修制度の導入による影響に関する事項

(研修医のキャリア形成、地域医療に与えた影響等)

③臨床研修制度の全体的な評価に関する事項

【構成員】

大滝 純司	北海道大学教授	神野 正博	社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院理事長
岡留健 一郎	済生会福岡総合病院長	小森 貴	日本医師会常任理事
岡部 繁男	東京大学教授	田中 雄二郎	東京医科歯科大学附属病院副病院長
岡村 吉隆	和歌山県立医科大学附属病院長	○堀田 知光	独立行政法人国立がん研究センター理事長
片岡 仁美	岡山大学教授	横田 昇平	京都府健康福祉部医療専門監

○は座長 (五十音順)

【スケジュール】

平成23年7月	第1回ワーキンググループを開催
平成24年2月8日	ワーキンググループ「論点整理」とりまとめ
平成24年2月中	「論点整理」について、医道審議会医師臨床研修部会に報告
平成25年中(目途)	医師臨床研修部会において、「論点整理」を踏まえ制度全般の見直しを検討
平成26年度中	見直し後の制度に基づいて、研修医を募集
平成27年度	見直し後の制度の下で研修開始

1. 基本理念と到達目標について

1) 基本理念

2) 到達目標とその評価

- ・コンピテンシー(知識、技術、態度などを統合した能力であって、かつ、行動として観察できる能力)を踏まえた到達目標の在り方について
- ・到達目標の達成に係る評価の在り方について

3) 臨床研修全体の研修期間

- ・現在の臨床研修の研修期間(2年以上)について

3. 中断及び再開、修了について

- ・中断者のうち「病気療養」が約半数を占め、かつ研修の再開割合が低い傾向があることについて
- ・研修中の妊娠出産等への対応や障害を有する研修医への対応について

4. その他

1) 地域医療の安定的確保

- ・地域医療の安定的確保に向けた臨床研修における取り組みについて

2) 研究医養成との関係

- ・臨床研修期間中の大学院における研究について

3) 関連する医学教育等

2. 基幹型臨床研修病院の指定基準について

1) 研修プログラム

① 研修診療科

- ・現在の診療科(3診療科必修、2診療科選択必修)について

② 各研修診療科の研修期間

2) 必要な症例

- ・必要な症例のための「年間入院患者3000人以上」の基準について

3) 指導・管理体制

- ・必修又は選択必修になっている診療科等にも、指導医を必置とすることについて

4) 募集定員の設定

① 募集定員の設定方法

- ・都道府県ごとの上限の設定について、人口当たりの医師数などを加味することについて
- ・激変緩和措置について

② 地域枠への対応

- ・都道府県の募集定員における、地域枠学生の位置づけについて

5) 研修医の処遇等の確保

6) その他

① 臨床研修病院群の形成

② 第三者評価

③ 都道府県の役割

④ 運用上の問題

【今後のスケジュール】

平成25年中(目途)

医師臨床研修部会において、臨床研修制度に対する総合的な評価を行い、制度全般の見直しを検討

平成26年度中

見直し後の制度に基づいて、研修医を募集

平成27年度

見直し後の制度の下で研修開始